

精神障害者入院医療費助成 制度のご案内



《柏崎市精神障害者医療費助成制度》

精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定される方）が
受ける精神疾患の治療に必要な入院医療費について、支払った一部負担金
の3分の1を助成します。（ひと月の限度額は8,000円）

■ 助成を受けられる人

次のどちらかに当てはまる人です。

- 1 柏崎市に住所があり、自分で入院医療費を支払っている人
- 2 本人と同じ世帯にいる世帯主または保護者で、柏崎市に住所があり、本人に代わって入院医療費を支払っている人

■ 助成制度を利用できない場合

入院している人が次のいずれかに当てはまる場合は、この助成制度を利用することができません。

- 1 生活保護を受けている
- 2 措置入院している（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項に該当する人）
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療等、他の医療制度（県障：重度心身障害者医療費助成制度）（県親：ひとり親家庭等医療費助成制度）（県老：老人医療費助成制度）等の助成を受けられる
- 4 70歳以上

■ 助成の内容

- 助成額 支払った入院医療費の一部負担金の1/3を助成します。
ただし、ひと月の助成限度額は8,000円です。
※ 医療費とは、医療保険各法に規定する療養に要した費用のことです。
※ 附加給付に該当する場合は、一部負担金から附加給付金を除いた額で計算します。
- 有効期間 【開始】受給者証の交付申請を受理した月から
【終了】開始から3年後まで
※ 有効期間内に入院した分の医療費が対象です。

■ 申請場所・問い合わせ先

- 柏崎市役所福祉課 障害福祉係⑧番窓口 Tel.21-2299
- 高柳町事務所（要電話予約） Tel.41-2239
- 西山町事務所 Tel.47-4001



～手続きは、裏面をご覧ください。～

入院医療費助成を受けるための手続き

ステップ1 受給者証の交付（更新）申請

▼ 申請に必要なもの

- ① 精神障害者医療費助成受給者証交付（更新）申請書

申請日と入院証明日(入院中)は同じ月。
市が申請を受理した月から助成を受けられる。

- ② 入院計画書 } 受療者（入院している方）のもの
③ 保険証 }
④ 預金通帳 } 受給者（助成金を受け取る方）のもの、
⑤ 認印 } 認印はシャチハタ以外
⑥ 精神障害者医療費助成受給者証（更新の場合のみ）

受給資格が認められた方に、受給者証と助成申請書を郵送します

ステップ2 助成金の申請

▼ 申請に必要なもの

- ① 精神障害者医療費助成受給者証 } ステップ1で
② 精神障害者医療費助成申請書 } 郵送したもの
③ 医療費一部負担金の領収書（原本）
④ 認印 …受給者のもの、シャチハタ以外

※ 入院した月の末日から6カ月以内に申請してください。
(例) 4月分の申請期限は10月末

審査の上、申請を受理した翌月の月末に助成金を振り込みます

- 受給者証の更新時期になりましたら、更新案内を郵送します。
- 受給者証と助成申請書に記載された内容が変わったときは、変更手続きをしてください。
- 有効期限にかかわらず、受給の資格がなくなったときは、受給者証をお返しく下さい。

